

由布市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、由布市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（平成27年条例第31号）の規定に基づき、由布市農業委員会の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の選任の手續等について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び募集)

第2条 法第19条第1項の規定に基づき、推進委員を選任する方法は、次のとおりとする。

- (1) 一般推薦（市内の地区からの推薦）
- (2) 団体推薦（農業者が組織する団体等からの推薦）
- (3) 一般募集

(推薦及び募集する区域及び定数)

第3条 由布市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が定める推進委員の募集する区域及び定数は、別表のとおりとする。

(募集の要件)

第4条 推進委員として推薦を受ける者（以下「被推薦者」という。）及び募集に応募する者（以下「応募者」という。）は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有するとともに、地域農業に精通し、推進委員の業務を適切に行うことができる者で、推進委員の委嘱予定日において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第3条で規定する区域内に住所を有する者
- (2) 由布市が設置する他の附属機関等の委員でない者
- (3) 由布市の職員でない者
- (4) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられて、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でない者

(推薦手續等)

第5条 推進委員の推薦又は応募の手續は、以下のとおりとする。

- (1) 第2条第1号に規定する一般推薦にあつては、農業者等3名以上が連名し、当該農業者等の代表者が文書により推薦するもの
 - (2) 第2条第2号に規定する団体推薦にあつては、当該団体等の代表者が文書により推薦するもの
 - (3) 第2条第3号に規定する一般募集にあつては、応募者が文書をもって応募するもの
- 2 推薦又は応募は、次の事項を別記様式第2号に記載し、行うものとする。
- (1) 推薦をする者の住所、氏名、職業、年齢及び性別
 - (2) 推薦する者が法人又は団体である場合は、その名称、目的、代表者又は管

理人の氏名、構成員の人数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項

- (3) 応募又は推薦を受ける区域名
- (4) 同時に農業委員に応募又は推薦を受けているか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 被推薦者又は応募者の住所、氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

3 推薦をする者（団体等である場合にあっては、その代表者）又は応募者は、別記様式に必要な事項を記載し、郵送又は持参により市長に提出するものとする。

（推薦及び募集の周知）

第6条 市長は、農業委員の募集に当たっては、推薦及び募集の期間、推薦・応募書面の提出方法その他必要な事項を公表した上で、次に掲げる手続等により、農業者等の関係者への周知に努めるものとする。

- (1) 由布市広報及び由布市農業委員会広報への掲載
- (2) 由布市掲示板への掲示
- (3) 由布市ホームページ、チラシ等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

2 推薦及び募集の期間は、28日以上とする。

（推薦及び募集の状況の公表）

第7条 農業委員会は、推薦及び募集の状況を推薦及び募集期間の中間並びに推薦及び募集期間終了後に遅滞なく、市の担当窓口及び市のホームページにおいて、省令第6条第1項に規定する事項のほか、農業委員会が必要と認める事項を公表するものとする。

（候補者の選考）

第8条 農業委員会は、第5条及び第6条の規定に基づき、被推薦者及び応募者から推進委員の候補者を選考するに当たっては、関係者からの意見聴取その他必要な措置を講ずるものとする。

（推進委員の選任）

第9条 農業委員会は、農業委員会総会における合議によって、推進委員を選任し、推進委員の候補者に連絡するとともに委嘱状を交付するものとする。

（農業委員の補充）

第10条 推進委員について、罷免、失職又は辞任により欠員が生じた場合は、この規則に定める手続に基づき、速やかに推進委員の補充に努めなければならない。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか、由布市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関し必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。